

岩手県告示第361号

平成22年3月12日付け岩手県報第10945号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成22年岩手県告示第216号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 下閉伊郡岩泉町門字雷峠41の19、字西雷峠44の15、字国見212の411、212の456
- (2) 所在が不明である通知の相手方 菅原スケ、角田ユミ、立花光律

2 通知の内容を掲示した場所 岩泉町役場